

○認知機能検査の実施に関する事務処理要領の制定について

〔 令和 4 年 4 月 5 日 〕
〔 例規甲（免講）第 3 号 〕

別添

認知機能検査の実施に関する事務処理要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項第 3 号イの規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う記憶機能その他の認知機能に関する検査（以下「認知機能検査」という。）の実施及び認知機能検査に従事する者（以下「認知機能検査員」という。）が受講しなければならない講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習等規則」という。）第 4 条第 2 項第 1 号ロに規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）をいう。）の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 35 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 専決事務

この要領に定める事務は、公安委員会が行うほか、山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 43 年山梨県公安委員会規程第 2 号）に定めるところにより、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が処理する。

第 3 認知機能検査

認知機能検査は、専用の検査用紙を用いて、受検者の記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって自覚してもらい、引き続き安全運転を継続することができるよう支援するために行うものである。

第 4 認知機能検査の実施機関

認知機能検査は、公安委員会が直接実施又は道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 31 条の 4 の 2 及び講習等規則に掲げる要件を備えると公安委員会が認めたもの（以下「委託先実施機関」という。）に、委託して行うものとする。ただし、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 40 条の 3 第 7 号の規定により、認知機能検査の結果の判定に係るものについては除くものとする。

なお、原則として、更新時及び任意の認知機能検査については委託先実施機関が、第 6 の 1（3）の臨時認知機能検査については公安委員会が直接実施するものとする。

第5 認知機能検査員

1 公安委員会が直接実施する場合

公安委員会が直接検査を実施する場合は、21歳以上の者であって、警察庁又は公安委員会が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了したものが実施するものとする。

2 委託先実施機関が実施する場合

- (1) 委託先実施機関は、認知機能検査員について、その者の住所、氏名及び講習等規則第4条第2項第1号に掲げる資格要件を充たすことを証する書面を認知機能検査員確認届出書（第1号様式）に添付し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を経由して公安委員会に提出しなければならない。
- (2) 運転免許課長は、認知機能検査員確認届出書により認知機能検査員としての資格要件を充足すると確認したときは、認知機能検査員確認名簿（第2号様式）に登載するとともに、その旨を記載した認知機能検査員確認届出書の写しにより委託先実施機関に通知するものとする。
- (3) 委託先実施機関は、認知機能検査員が資格要件を欠いたときは、認知機能検査員資格喪失届出書（第3号様式）により運転免許課を経由して公安委員会に速報するものとする。
- (4) 委託先実施機関の行う認知機能検査は、認知機能検査員確認届出書により確認を受け、認知機能検査員確認名簿に登載された者以外のものが行ってはならない。

第6 認知機能検査の対象者及び通知

1 認知機能検査の対象者は、原則として県内に居住する次に掲げる者とする。

(1) 更新時における認知機能検査

ア 法第101条の4に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者で、免許証の更新期間が満了する日（以下「更新期間満了日」という。）における年齢が75歳以上のもの

イ 法第97条の2第1項第3号に規定する運転免許試験の免除を受けようとする者（以下「特定失効対象者」という。）で、法第89条に規定する免許申請書を提出した日（以下「申請書提出日」という。）における年齢が75歳以上のもの

ウ 県外に住所があり、法第101条の2の2の規定により更新の申請を希望する者（以下「特例優良高齢運転者」という。）で、更新期間満了日における年齢が75歳以上のもの

(2) 任意による認知機能検査

(1) ア、イ及びウ並びに75歳以上の者

(3) 臨時認知機能検査

法第101条の7第1項に規定する認知機能が低下した場合に行われやすいものとして令第37条の6の4各号で掲げる違反行為をした75歳以上の者

2 認知機能検査の通知

(1) 更新時における認知機能検査

法第101条の4第5項の規定による認知機能検査を受けるための必要な事項を記載した書面の送付（以下「通知」という。）は、別に定める法第108条の2第1項第12号の規定により公安委員会が行う講習（以下「高齢者講習」という。）の通知に併記して行うものとする。

(2) 臨時認知機能検査

法第101条の7第2項の規定による認知機能検査を行う旨を記載した書面の送付は、規則第29条の2の5に規定する臨時認知機能検査通知書を配達証明郵便等に付して行うものとする。

第7 認知機能検査の手続

1 更新時における認知機能検査の申込み

- (1) 認知機能検査の申込みは、認知機能検査の通知を受けた者が委託先実施機関に対して行うものとする。
- (2) 委託先実施機関は、認知機能検査の申込みを受けたときは認知機能検査予約受理簿（第4号様式。以下「予約受理簿」という。）により、認知機能検査の実施日を指定するものとする。
- (3) 認知機能検査の実施日の指定は、認知機能検査希望日、更新期間満了日等を考慮して行うものとする。
- (4) 認知機能検査の申込み時に、更新期間満了日の間際又は失効日から6か月が経過する日の間際の場合は、期間内に受検ができるよう配慮するものとする。

2 任意による認知機能検査の申込み

- (1) 認知機能検査の申込みは、認知機能検査の受検を希望する者が委託先実施機関に対して行うものとする。
- (2) 委託先実施機関は、認知機能検査の申込みを受けたときは予約受理簿により、認知機能検査の実施日を指定するものとする。
- (3) 認知機能検査の実施日の指定は、認知機能検査希望日、更新期間満了日等を考慮して行うものとする。

3 臨時認知機能検査の申込み

- (1) 臨時認知機能検査の申込みは、臨時認知機能検査の通知を受けた者が公安委員会に対して行うものとする。
- (2) 運転免許課長は、臨時認知機能検査の申込みを受けたときは、予約受理簿によ

り、臨時認知機能検査の実施日を指定するものとする。

- (3) 臨時認知機能検査については、臨時認知機能検査の通知を受けた日の翌日から起算して1か月を超えない範囲で受けなければならないことから、確実に当該期間内に検査日を設定すること。

4 認知機能検査の申請

- (1) 認知機能検査の受検申請は、認知機能検査受検申請書（第5号様式。以下「受検申請書」という。）により行うものとする。
- (2) 認知機能検査の手数料は、山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号。以下「手数料条例」という。）に定められた金額に相当する額面の山梨県収入証紙を、受検申請書に貼り付けて納付させるものとする。
- (3) 認知機能検査の申請受理に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- ア 通知書、運転免許証等による人定の確認
 - イ 特例優良高齢運転者については、通知書、運転免許証等による人定の確認及び更新連絡書での優良運転者（経由更新申請可能者）の確認
 - ウ 山梨県収入証紙の額面金額と手数料の確認

第8 認知機能検査の実施等

1 認知機能検査の実施

認知機能検査は、認知機能検査検査用紙（別記1）を用いて、警察庁の示す認知機能検査進行要領（以下「進行要領」という。）に従い、次に掲げる検査を行うものとする。

ア 手がかり再生

一定のイラストを記憶させ、時間をおき、手がかりを与えた上で回答させることにより、記憶力を検査するもので、使用するイラストについては、手がかり再生用イラスト（別記2）のパターンAからパターンDまでのうち、任意の1パターンを使用する。

イ 時間の見当識

検査時における年月日、曜日及び時間を回答させることにより、時間の感覚を検査する。

2 認知機能検査の採点及び結果の判定

(1) 認知機能検査の採点

認知機能検査の採点は、警察庁の示す認知機能検査の採点基準に従い、手がかり再生において使用するイラストのパターンに対応する採点補助用紙（別記3）を用いて行う。

(2) 認知機能検査の結果の判定

運転免許課長は、規則第29条の3第1項第1号に規定する式により総合点を

算出し、その総合点により、次の2つに判定する。

(ア) 認知症のおそれがある者 総合点が36点未満の者

(イ) 認知症のおそれがない者 総合点が36点以上の者

(3) 認知機能検査の採点及び結果の判定は、必ず複数人で行うこと。

3 結果の通知

(1) 結果の通知は、認知機能検査結果通知書（第6号様式及び第6号様式の2。以下「結果通知書」という。）により行うものとする。

(2) 運転免許課長は、委託先実施機関が実施した結果通知書の交付を、委託先実施機関に行わせるものとする。

(3) 通知書番号は、暦年ごとの一連番号（4桁）に公安委員会は00を、委託先実施機関は同実施機関ごとに指定する番号2桁を冠し記載するものとする。

(4) 委託先実施機関は、結果の通知に際して、重要な個人情報であることに十分留意し、封筒に入れるなど他の受検者に知られることのないよう配慮するとともに、高齢者講習受講時に持参するよう教示するものとする。

(5) 運転免許課長及び委託先実施機関は、認知機能検査結果通知書受払簿（第7号様式及び第8号様式）により、結果通知書の保管及び管理を確実にを行うとともに、認知機能検査結果通知書交付簿（第9号様式。以下「交付簿」という。）により交付状況を明らかにしておくものとする。また、結果通知書の写しを作成し、保管しておくものとする。

4 受検者への説明と苦情等に対する対応

(1) 受検者への説明

検査結果を通知した後、進行要領に従い、受検者に説明を行うものとする。

(2) 苦情等に対する対応

委託先実施機関は、検査結果について受検者から苦情又は不服の申出があった場合には、検査終了後に個別に説明を行うものとする。この場合、必要に応じて検査用紙及び採点補助用紙を示し、採点方法及び採点結果について説明を行うものとし、説明によっても納得しない受検者に対しては、運転免許課に相談するように教示すること。

なお、これらの苦情又は不服の申出と対応状況については、必要に応じ記録するものとする。

5 認知機能検査の結果報告

委託先実施機関は、認知機能検査の実施結果については、認知機能検査実施結果報告書（第10号様式）に交付簿の写し、受検申請書、認知機能検査検査用紙（ただし、問題用紙は除く。）及び採点補助用紙を添えて、運転免許課を經由して公安委員会に報告するものとする。

第9 指導、監督等

運転免許課長は、委託先実施機関が認知機能検査を適正かつ円滑に行うよう指導、監督するとともに、必要な報告を求め、認知機能検査員の技能及び知識の向上に資するため、研修を行うこととする。

第10 認知機能検査員講習

1 運転免許課長が実施する認知機能検査員講習は、県内に居住する21歳以上の者で、認知機能検査員になろうとするものを対象として行うものとする。

2 認知機能検査員講習の受講手続

(1) 認知機能検査員講習の受講申請

受講の申請は、認知機能検査員講習受講申請書（細則別記様式第15の6。以下「申請書」という。）により行うものとする。

(2) 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修（以下「高齢者講習指導員研修等」という。）で講習項目の一部について受講済みであることを理由に当該講習項目の受講免除を希望する者（以下「講習項目一部免除者」という。）から受講申請があった場合は、高齢者講習指導員研修等を終了していることを証する書面を確認した後、認知機能検査員講習の受講申請を受理するものとする。

(3) 当該年度に自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員研修を予定されている者から受講申請があった場合は、入所予定を確認した後、講習項目一部免除の対象者として認知機能検査員講習の受講申請を受理するものとする。

3 認知機能検査員講習の実施

(1) 認知機能検査員講習は、警察庁が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者が行い、その内容は、認知機能検査員講習の講習項目及び講習時間の基準（細則別表第4の4）のとおりとする。

なお、講習項目一部免除者に対しては、免除した項目以外の項目について行うものとする。

(2) 講習方法

ア 高齢者と認知症の実態及び基礎理論

視聴覚教材「認知症を知る：正しい理解のために」により行う。

イ 高齢運転者対策の概要

本県の実情に応じて作成した高齢者の事故の現状等の資料を用いて、認知機能検査の導入、認知機能検査の結果に基づく高齢者講習の受講、運転免許証の更新手続等について講義形式により行う。

ウ 認知機能検査の実施方法

(ア) 講義形式により、検査実施に当たっての心構え、検査の実施要領、検査の

採点及び検査結果の通知について説明を行う。

(イ) 講師による検査の模範実施を行い、模範実施後、受講者からの質疑対応を行う。

(ウ) 受講者が2人1組になって、相互に検査の模擬実施を行う。

(エ) 模擬実施後の受講者からの質疑対応を行う。

4 認知機能検査員講習の手数料

講習手数料は、手数料条例に定められた金額に相当する額面の山梨県収入証紙を申請書に貼り付けて納付させるものとする。

5 講習を終了した者に対しては、認知機能検査員講習終了証明書（細則別記様式第15の7。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。この際、終了証明書は講習を終了した証明であって、認知機能検査員の資格を証するものではないことを説明するものとする。

6 終了証明書番号は、暦年ごとの一連番号（4桁）に交付年の西暦4桁を冠し記載するものとする。

7 運転免許課長は、認知機能検査員講習終了証明書交付簿（第11号様式）により、交付状況を明らかにしておくものとする。

第11 書類及び備付簿冊の保存期間

1 運転免許課に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
認知機能検査員講習受講申請書（細則別記様式第15の6）	5年
認知機能検査検査用紙（別記1）（問題用紙を除く。）	4年
採点補助用紙（別記3）	4年
認知機能検査員確認届出書（第1号様式）	資格を喪失するまで
認知機能検査員確認名簿（第2号様式）	30年
認知機能検査員資格喪失届出書（第3号様式）	1年
認知機能検査予約受理簿（第4号様式）	1年
認知機能検査受検申請書（第5号様式）	5年
認知機能検査結果通知書（第6号様式）（写し）	1年
認知機能検査結果通知書（第6号様式の2）（写し）	1年
認知機能検査結果通知書受払簿（第7号様式）	1年
認知機能検査結果通知書交付簿（第9号様式）	4年
認知機能検査実施結果報告書（第10号様式）	1年
認知機能検査員講習終了証明書交付簿（第11号様式）	30年

2 委託先実施機関に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
認知機能検査予約受理簿（第4号様式）	1年
認知機能検査結果通知書（第6号様式）（写し）	1年
認知機能検査結果通知書（第6号様式の2）（写し）	1年
認知機能検査結果通知書受払簿（第8号様式）	1年
認知機能検査結果通知書交付簿（第9号様式）	4年

別記1

にん ち き のう けん さ けん さ よう し
認知機能検査検査用紙

な ま え 名前	
せい ねん がつ び 生年月日	たい しょう 大正 ねん がつ にち 年 月 日 しょう わ 昭和

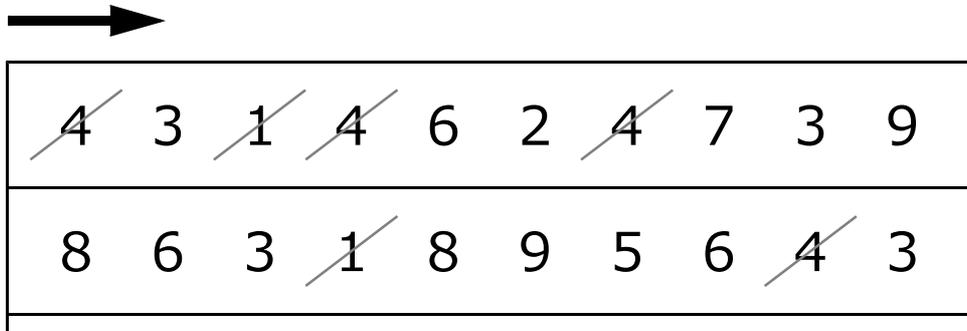
しよ ちゆう い
諸注意

- 1 指示があるまで、用紙はめくらないでください。
- 2 答を書いているときは、声を出さないでください。
- 3 質問があったら、手を挙げてください。

問題用紙 1

これから、たくさん数字が書かれた表が出ますので、私が指示をした数字に斜線を引いてもらいます。

例えば、「1と4」に斜線を引いてくださいと言ったときは、



4	3	1	4	6	2	4	7	3	9
8	6	3	1	8	9	5	6	4	3

と例示のように順番に、見つけただけ斜線を引いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し
回 答 用 紙 1



9	3	2	7	5	4	2	4	1	3
3	4	5	2	1	2	7	2	4	6
6	5	2	7	9	6	1	3	4	2
4	6	1	4	3	8	2	6	9	3
2	5	4	5	1	3	7	9	6	8
2	6	5	9	6	8	4	7	1	3
4	1	8	2	4	6	7	1	3	9
9	4	1	6	2	3	2	7	9	5
1	3	7	8	5	6	2	9	8	4
2	5	6	9	1	3	7	4	5	8

※ 指示があるまでめくらないでください。

問 題 用 紙 2

少し前に、何枚かの絵をお見せしました。

何が描かれていたのかを思い出して、できるだけ全部書いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し
回 答 用 紙 2

1 .
2 .
3 .
4 .
5 .
6 .
7 .
8 .

9 .
10 .
11 .
12 .
13 .
14 .
15 .
16 .

※ 指示があるまでめくらないでください。

問 題 用 紙 3

今度は回答用紙に、ヒントが書いてあります。

それを手がかりに、もう一度、何が描かれていたのかを思い出して、できるだけ全部書いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し
回 答 用 紙 3

1. 戦いの武器
たたか ぶ き

2. 楽器
がっ き

3. 体の一部
からだ いち ぶ

4. 電気製品
でん き せいひん

5. 昆虫
こん ちゆう

6. 動物
どうぶつ

7. 野菜
や さい

8. 台所用品
だいどころ ようひん

9. 文房具
ぶんぼうぐ

10. 乗り物
のりもの

11. 果物
くだもの

12. 衣類
いるい

13. 鳥
とり

14. 花
はな

15. 大工道具
だいこうどうぐ

16. 家具
かぐ

※ 指示があるまでめくらないでください。

問 題 用 紙 4

この検査には、5つの質問があります。

左側に質問が書いてありますので、それぞれの質問に対する答を右側の回答欄に記入してください。

答が分からない場合には、自信がなくても良いので思ったとおりに記入してください。空欄とならないようにしてください。

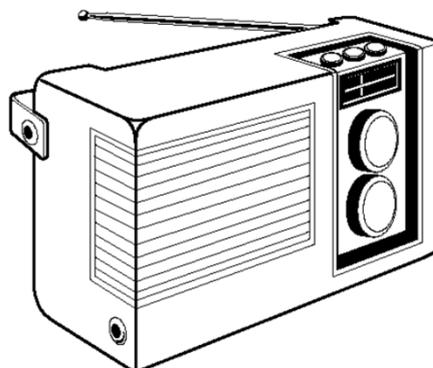
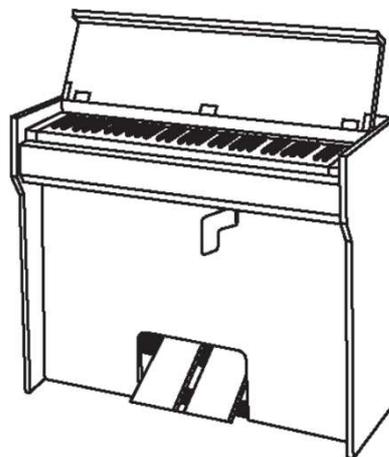
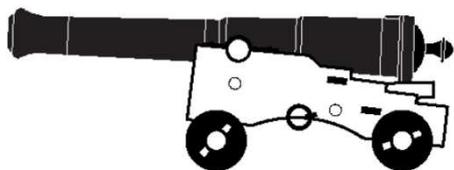
※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し
回 答 用 紙 4

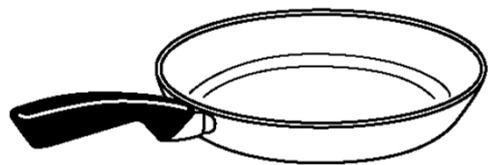
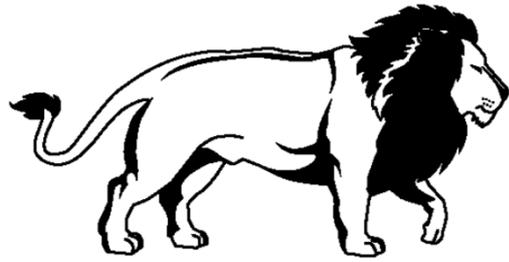
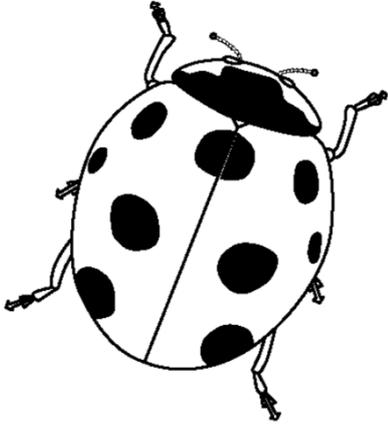
い か しつ もん こた
以下の質問にお答えください。

しつ もん 質 問	かい とう 回 答
ことし なんねん 今年は何年ですか？	ねん 年
こんげつ なんがつ 今月は何月ですか？	がつ 月
きょう なんにち 今日は何日ですか？	にち 日
きょう なんようび 今日は何曜日ですか？	ようび 曜日
いま なんじ なんぶん 今は何時何分ですか？	じ ぶん 時 分

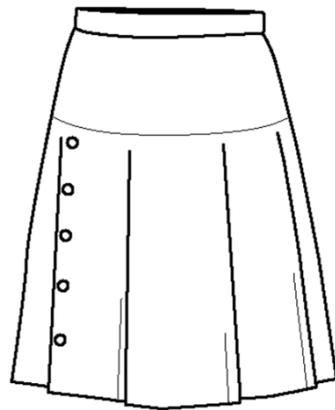
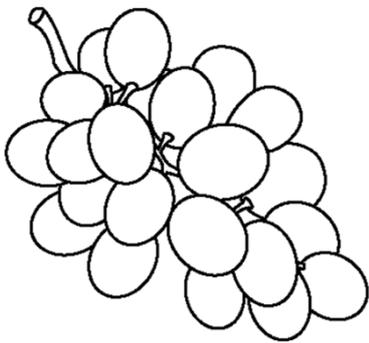
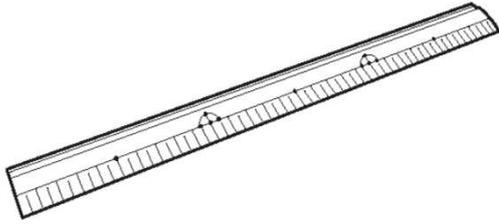
パターンA



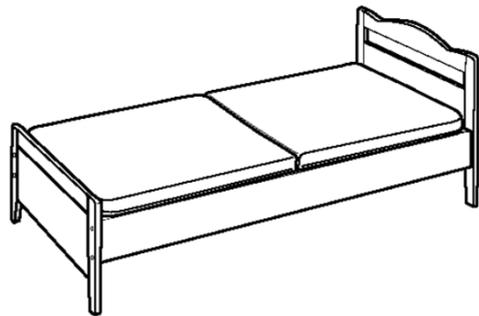
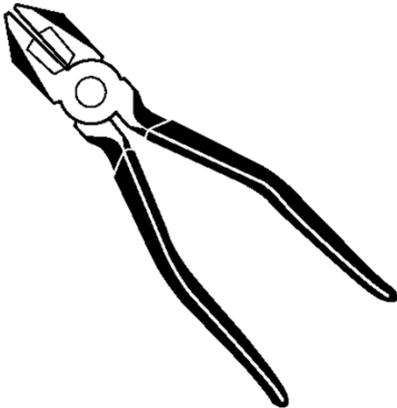
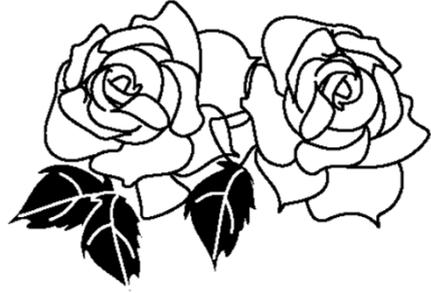
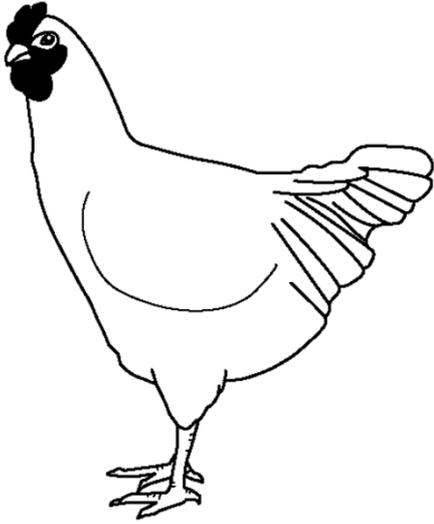
パターンA



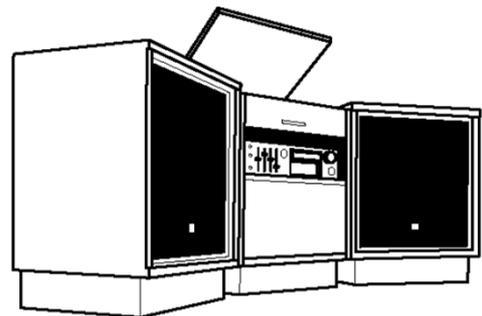
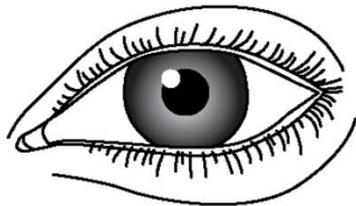
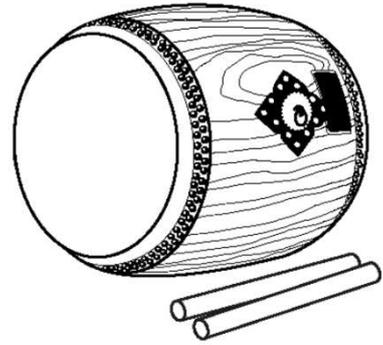
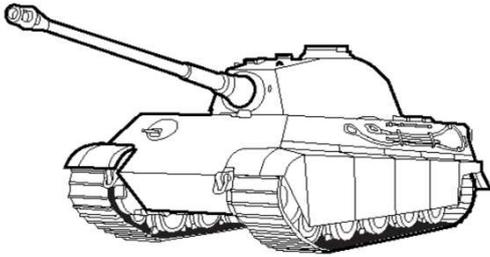
パターンA



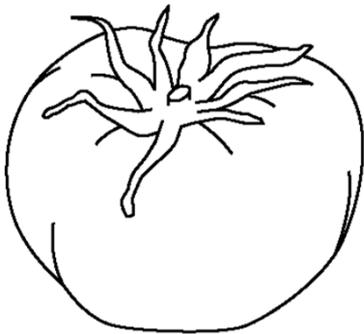
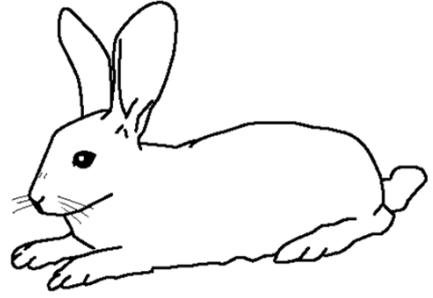
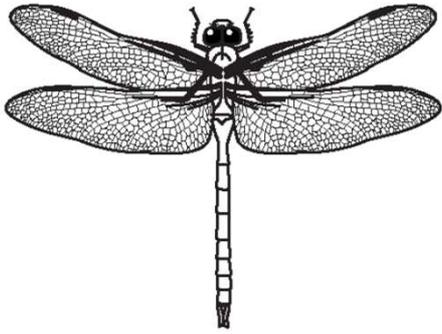
パターンA



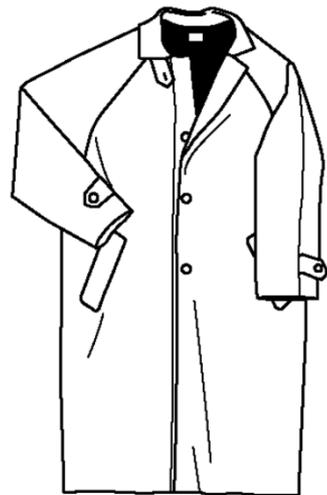
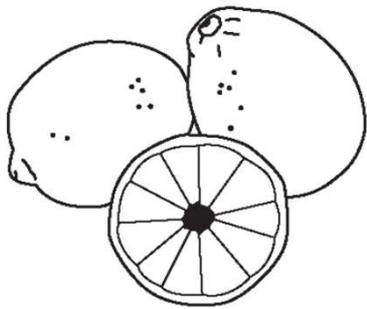
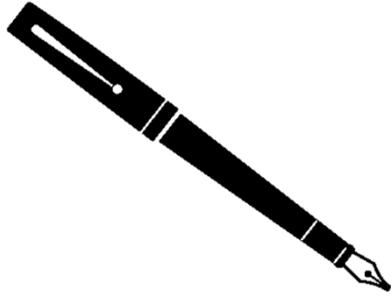
パターンB



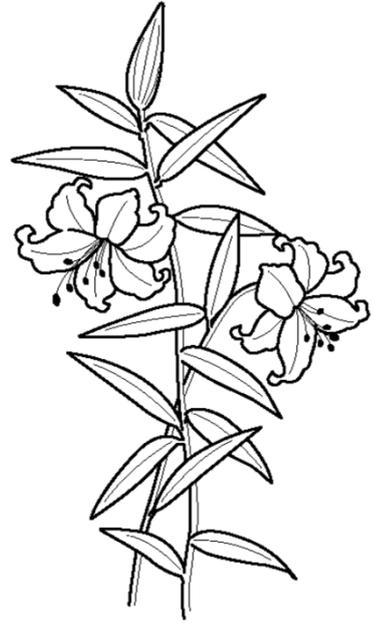
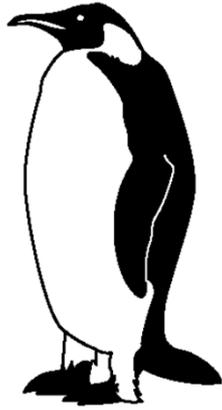
パターンB



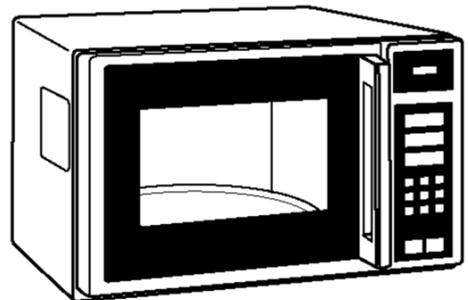
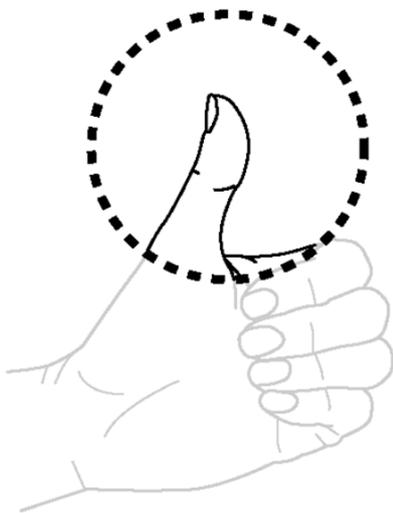
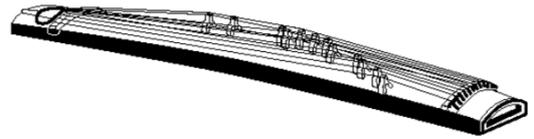
パターンB



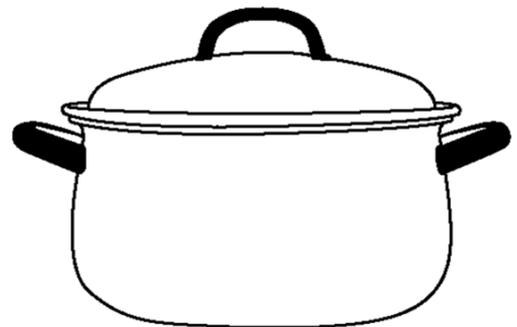
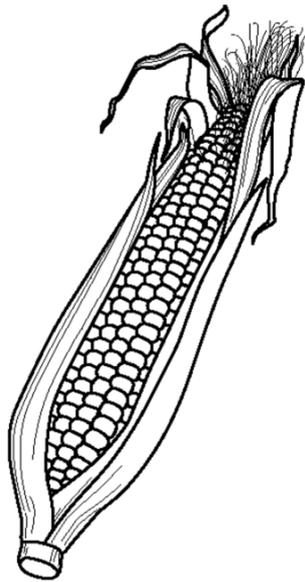
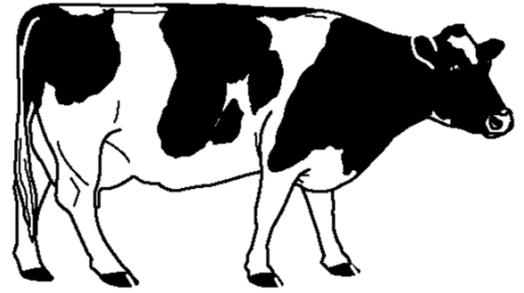
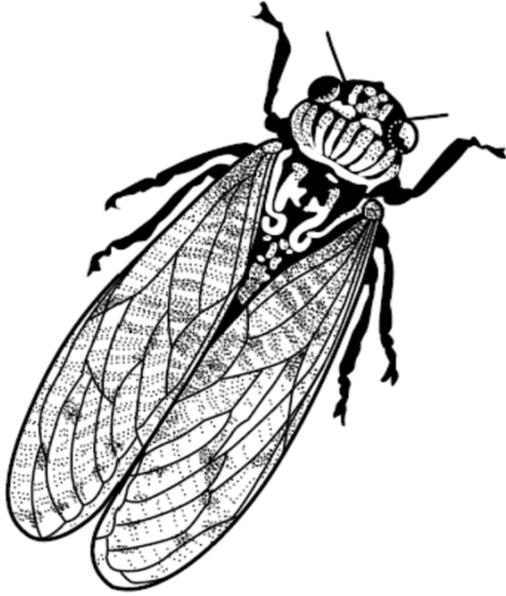
パターンB



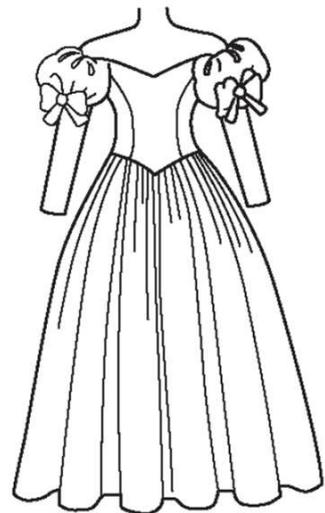
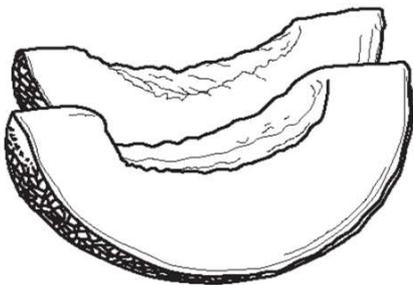
パターンC



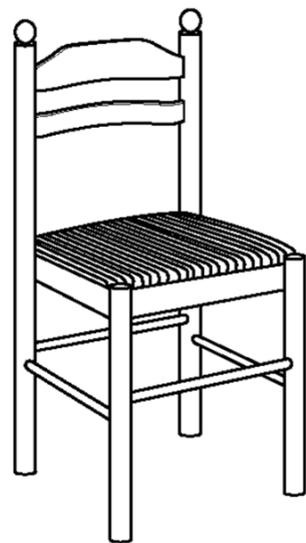
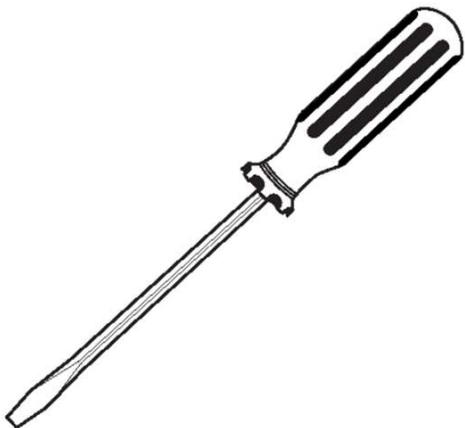
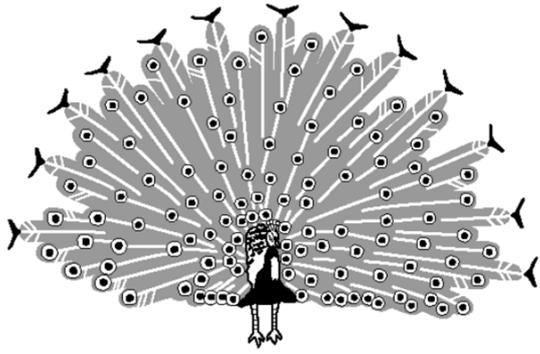
パターンC



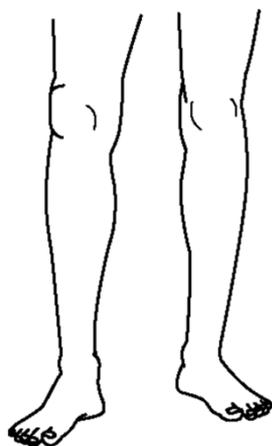
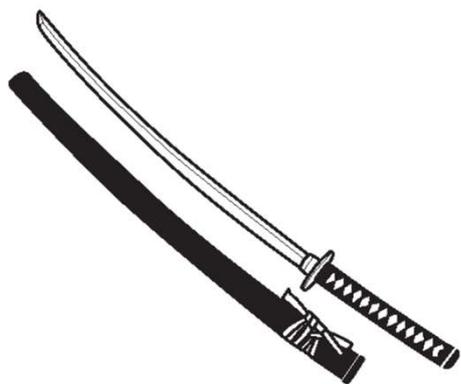
パターンC



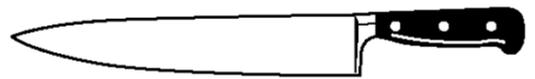
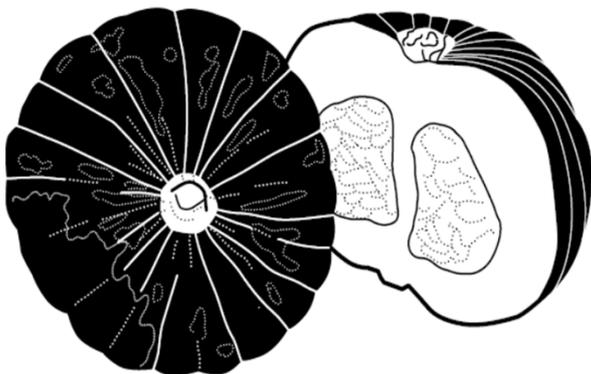
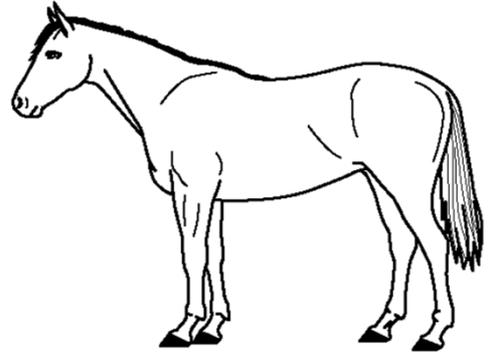
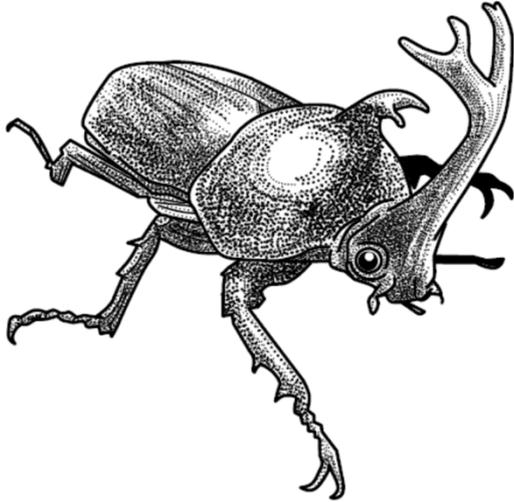
パターンC



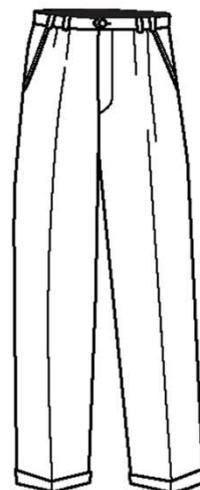
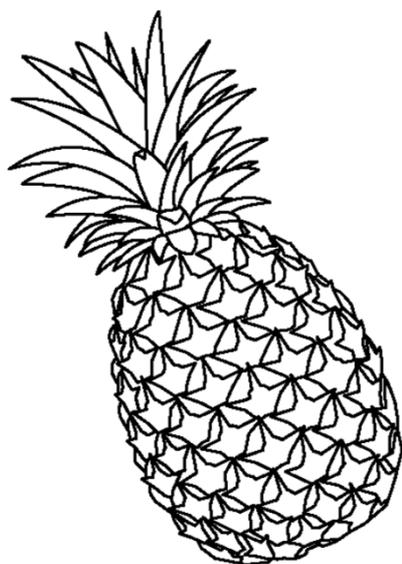
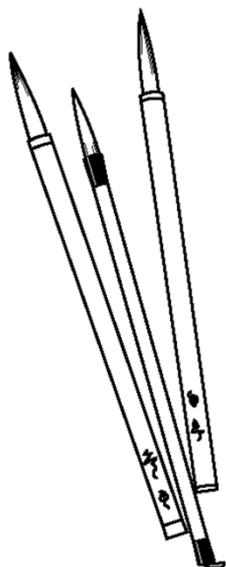
パターンD



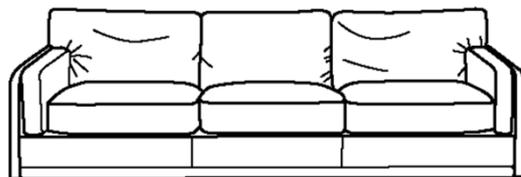
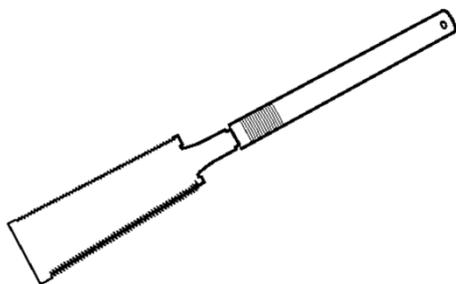
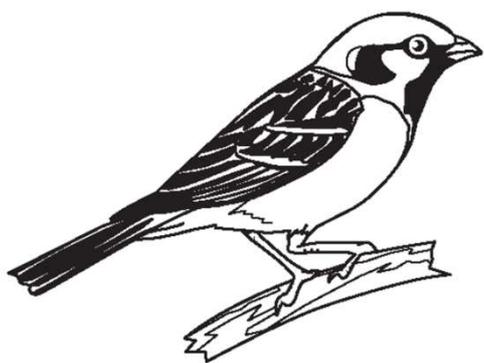
パターンD



パターンD



パターンD



パターンA

採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時 年 月 日() 時 分
-------	----------------------------

回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

	イラスト	自由	手がかり	得点
1	大砲			
2	オルガン			
3	耳			
4	ラジオ			
5	テントウムシ			
6	ライオン			
7	タケノコ			
8	フライパン			
9	ものさし			
10	オートバイ			
11	ブドウ			
12	スカート			
13	にわとり			
14	バラ			
15	ペンチ			
16	ベッド			
小計 (A)				/32

回答用紙4(時間の見当識)

【検査時刻】

		時	分
	質問	得点	
何年			
何月			
何日			
何曜日			
何時何分			
小計 (B)		/15	

【総合点の算出】

A	× 2.499 +	B	× 1.336 =	総合点	点
/32		/15			

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者 _____

点検者 _____

パターンB

採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日() 時 分

回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

	イラスト	自由	手がかり	得点
1	戦車			
2	太鼓			
3	目			
4	ステレオ			
5	トンボ			
6	ウサギ			
7	トマト			
8	ヤカン			
9	万年筆			
10	飛行機			
11	レモン			
12	コート			
13	ペンギン			
14	ユリ			
15	カナヅチ			
16	机			
小計 (A)				/32

回答用紙4(時間の見当識)

【検査時刻】

	時	分
質問	得点	
何年		
何月		
何日		
何曜日		
何時何分		
小計 (B)	/15	

【総合点の算出】

$$\frac{A}{/32} \times 2.499 + \frac{B}{/15} \times 1.336 = \text{総合点} \text{ 点}$$

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者 _____

点検者 _____

採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日() 時 分

回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

	イラスト	自由	手がかり	得点
1	機関銃			
2	琴			
3	親指			
4	電子レンジ			
5	セミ			
6	牛			
7	トウモロコシ			
8	ナベ			
9	はさみ			
10	トラック			
11	メロン			
12	ドレス			
13	クジャク			
14	チューリップ			
15	ドライバー			
16	椅子			
小計 (A)				/32

回答用紙4(時間の見当識)

【検査時刻】

時 分	
質問	得点
何年	
何月	
何日	
何曜日	
何時何分	
小計 (B)	/15

【総合点の算出】

$$\frac{A}{/32} \times 2.499 + \frac{B}{/15} \times 1.336 = \text{総合点} \text{ 点}$$

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者 _____

点検者 _____

パターンD

採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日() 時 分

回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

	イラスト	自由	手がかり	得点
1	刀			
2	アコーディオン			
3	足			
4	テレビ			
5	カブトムシ			
6	馬			
7	カボチャ			
8	包丁			
9	筆			
10	ヘリコプター			
11	パイナップル			
12	ズボン			
13	スズメ			
14	ヒマワリ			
15	ノコギリ			
16	ソファー			
小計 (A)				/32

回答用紙4(時間の見当識)

【検査時刻】

時 分	
質問	得点
何年	
何月	
何日	
何曜日	
何時何分	
小計 (B)	/15

【総合点の算出】

$$\begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \end{array}
 \begin{array}{|c|} \hline /32 \\ \hline \end{array}
 \times 2.499 +
 \begin{array}{|c|} \hline B \\ \hline \end{array}
 \begin{array}{|c|} \hline /15 \\ \hline \end{array}
 \times 1.336 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{総合点} \\ \hline \end{array}
 \text{点}$$

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者 _____

点検者 _____

認知機能検査員確認届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

検査実施機関
管 理 者

次の者を、認知機能検査員として確認されたく届出いたします。

記

確認を受けようとする者

本 籍

住 所

氏 名

生年月日

認知機能検査員講習終了証書交付日 年 月 日

高齢者講習指導員の資格の有無 有 ・ 無

その他特記事項

備考 現有資格を証する書面、運転免許証、住民票の写し及び履歴書を添付すること。

第3号様式

認知機能検査員資格喪失届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

検査実施機関
管 理 者

次の者は、認知機能検査員としての資格要件を喪失又は検査等に従事しなくなったので届出いたします。

記

本 籍		
住 所		
氏 名		年 月 日生 (歳)
資 格 喪 失 の 事 由		
従事しなくなった 事 由		
備 考		

備考 従事しなくなった事由は、退職等の具体的理由をいう。

第5号様式

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">認 知 機 能 検 査 受 検 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">山梨県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者 住 所</p> <p style="margin: 10px 0;">氏 名</p> <p style="margin: 10px 0;">生年月日 年 月 日生 (歳)</p> <p style="margin: 10px 0;">電話番号 男・女</p> <p style="margin: 10px 0;">私は、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する検査の受検を申請します。</p>																
検 査 の 種 別	更新認知機能検査															
	臨時認知機能検査															
	任意認知機能検査															
交付公安委員会	公安委員会交付						免許証 の 効 力	有効	年 月 日まで有効							
							失効	年 月 日 失効								
免 許 証 番 号	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 号															
取得免許の種類	第 一 種 免 許											第 二 種 免 許				
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二	
検 査 手 数 料																

- 備考1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「検査の種別」欄は、該当する検査の種別に○印を付すこと。
- 3 「免許証の効力」欄は、有効又は失効に○印を付し、有効期間又は失効年月日を記載すること。
- 4 「検査手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙を貼り付けること。

認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生 年 月 日

検 査 年 月 日

検 査 場 所

総合点

Blank box for score

点

(A 点)

(B 点)

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

にんちき のうけん さけつ か つう ちしよ
認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所

し めい
氏 名

せい ねん がつ び
生 年 月 日

けん き ねん がつ び
検 査 年 月 日

けん さ ぼ しよ
検 査 場 所

にんちしよう きじゆん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつ か き おくりよく はん だんりよく てい か い み
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじん さ か れい にんちき のう しんたいき のう へん か
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
運転 をすることが大切です。

き おくりよく はん だんりよく てい か しんごう む し いちじ ぶ てい し い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、今後の運転について十分注意してください。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

認知機能検査結果通知書受払簿

検査実施機関名 ()

受払年月日	受枚数	払枚数	残枚数	取扱者	備考
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			
		()			

備考1 「払枚数」欄の () 内には、誤記等の枚数を内数で計上し、その理由を備考欄に記載すること。

2 誤記等により未交付となった結果通知書は、随時運転免許課に返納すること。

第9号様式

認知機能検査結果通知書交付簿

検査実施機関名 ()

通知書 番号	検査 年月日	氏 名 (年 月 日)	住 所	性別	免許証番号	結果の判定 採点者・点検者	検査種別	検査員
		年 月 日生		男・女	有効・失効	認知症おそれ 有・無	更 認 臨 認 任 意	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	認知症おそれ 有・無	更 認 臨 認 任 意	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	認知症おそれ 有・無	更 認 臨 認 任 意	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	認知症おそれ 有・無	更 認 臨 認 任 意	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	認知症おそれ 有・無	更 認 臨 認 任 意	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	認知症おそれ 有・無	更 認 臨 認 任 意	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	認知症おそれ 有・無	更 認 臨 認 任 意	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	認知症おそれ 有・無	更 認 臨 認 任 意	

備考1 「通知書番号」欄は、暦年ごとの4桁の一連番号のみを記載する。

2 判定の結果は認知症のおそれの有か無に○を付し、採点者及び点検者を記載する。

3 検査種別は該当するものに○を付す。「更認」・・・更新認知機能検査、「臨認」・・・臨時認知機能検査、「任意」・・・任意認知機能検査

認知機能検査実施結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

検査実施機関名

管理者名

次の者について、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を次のとおり実施したので報告する。

記

1 実施月日

月	日	午前	受検者	計	名	検査員	ほか	名
		午後	受検者	計	名	検査員	ほか	名
合	計	実施	回	受検者	名	検査員	名	

(内訳)

更新認知機能検査	名
臨時認知機能検査	名
任意認知機能検査	名

2 受検者

別添「認知機能検査結果通知書交付簿」の写しのとおり

3 その他特記事項

備考 認知機能検査受検申請書を添付すること。

